

相続定期預金

おもいやり

かわしんの相続定期預金なら、相続した預金等からのお預けに限り、金利を優遇させていただきます。

6か月もの
プラス 年0.10%

1年もの
プラス 年0.15%

3年もの
プラス 年0.20%

※優遇金利は、初回満期日までとし、満期時または継続時点で店頭表示金利となります。

お取扱期間 / 2024年4月1日(月)～2025年3月31日(月)

商品名 相続定期預金 おもいやり

ご利用いただける方 個人の方（相続完了から1年以内の相続による取得資金を原資としてお預け入れいただける方）

預入金額 相続により取得した金額の範囲内

預入期間 6か月もの、1年もの、3年もの定期預金もしくは大口定期

預入形態 総合口座、通帳式

適用金利
6か月もの 定期預金もしくは大口定期（6か月）店頭表示金利に年0.10%を優遇いたします。
1年もの 定期預金もしくは大口定期（1年）店頭表示金利に年0.15%を優遇いたします。
3年もの 定期預金もしくは大口定期（3年）店頭表示金利に年0.20%を優遇いたします。

※1口あたりのお預かり金額が1,000万円以上の場合には、大口定期店頭表示金利に優遇させていただきます。

お持ちいただくもの
当金庫で相続手続きをされた方（下記の①+②）
他金融機関で相続手続きをされた方（下記の①+②+「③～⑥のいずれか」）
①ご本人さま確認書類 ②お届け印 ③遺産分割協議書の写し ④金融機関に提出した依頼書等の写し
⑤「戸籍謄本の写し」+「被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し」
⑥「遺言書〔公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの〕の写し」+「被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し」

留意事項
※既に契約の定期預金からの預け替えは、お取扱対象外とさせていただきます。
※相続により引き継いだ不動産や有価証券の売却代金、保険金もお預け入れいただけます。
※中途解約する場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用します。
※この預金は、預金保険制度の対象となります。
※利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。
※預入単位は、1,000円以上、1円単位とします。

